

大阪市告示第1037号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第28条第3項の規定により、事後調査報告書の提出を受けたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告し、その写しを公告の日から1月間縦覧に供する。

令和6年7月29日

大阪市長 横山英幸

1 事後調査報告書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

関西高速鉄道株式会社 代表取締役社長 畑中 克也

大阪市福島区福島3丁目14番24号 福島阪神ビルディング11階

(2) 対象事業の名称

大阪都市計画都市高速鉄道 なにわ筋線

(3) 対象事業を実施した区域

大阪市北区、福島区、西区、中央区及び浪速区

2 事後調査報告書の写しの縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市環境局環境管理部

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO's 棟南館5階

(2) 縦覧期間

令和6年7月29日（月）から同年8月28日（水）まで

(3) 縦覧時間

日曜日、土曜日、祝日及び振替休日を除く午前9時から午後5時30分まで

(4) インターネットを利用した方法で行う縦覧

大阪市環境局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011010.html>)

（環境局環境管理部環境管理課）